

トランス脂肪酸の表示に向けた今後の取組について

平成 22 年 3 月 9 日
消 費 者 庁

消費者庁では、トランス脂肪酸の表示に向けた今後の取組について、以下のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

1. 背景

- トランス脂肪酸の摂取に関しては、国際的に、
- ① WHO の「食事、運動と健康に関する世界戦略」(2004 年)において、「脂肪由来のエネルギー摂取量を抑え、脂肪消費の内容を飽和脂肪酸から不飽和脂肪酸に変え、トランス脂肪酸の除去を目指す」とされ、
 - ② 食事、栄養および慢性疾患予防に関する WHO/FAO 合同専門家会合の報告書 (2003 年) では、「一日当たりの総エネルギー摂取量の 1%未満とする」という目標が示されている。

一方、日本人一日当たりの摂取量は、食品安全委員会の調査結果によると、総エネルギー摂取量の 1%未満となっている。ただし、脂質の多い菓子類や食品の食べすぎなどの偏った食事をしている場合では、平均値を大きく上回る摂取量となる可能性があるとされている。

2. これまでの取組

消費者庁では、昨年 12 月以来、関係省庁とともに「トランス脂肪酸に係る情報の収集・提供に関する関係省庁等担当課長会議」を開催し、トランス脂肪酸の摂取量や健康への影響等に関する情報収集等を行ってきた。

この中で、多くの食品事業者が、トランス脂肪酸の含有量を低減する取組を進めており、また、自社ホームページ等を通じて、その情報開示に努めている事例もあることがわかった。

一方で、①トランス脂肪酸の定義や分析法等の表示ルールが定まっていない、②同じく心血管系疾患等のリスクを高める飽和脂肪酸やコレステロールと一体的に捉える必要があるといった問題意識から、積極的な表示に踏み切れないでいる事業者も多いことが明らかとなった。

3. 今後の取組方針

上記のような状況を踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていくこととする。

(1) 消費者に対する情報提供の充実

① 栄養バランスのとれた食生活の大切さやトランス脂肪酸など脂質に関する情報が正しく伝わるよう、関係省庁と協力して消費者に対し普及啓発を図る。

② 食品事業者がトランス脂肪酸の低減策を進め、消費者に情報開示する取組を促進するため、関係省庁と協力して以下の措置を講ずる。

i) 油脂関係の技術者、専門家等の協力を得て技術作業チームを構成し、トランス脂肪酸の定義や分析法、認められる誤差等のルールや、飽和脂肪酸、コレステロールの表示ルールについての技術的な課題を整理した上で、事業者が情報開示を行う際の指針となる「トランス脂肪酸の情報開示に関するガイドライン」(仮称)の策定を検討し、本年夏を目途に取りまとめる。

ii) i) の取組と並行して、食品事業者に対し、容器包装や自社ホームページ、商品紹介の機会等、様々な場面を通じて、トランス脂肪酸に関する自主的な情報開示の取組を進めるよう要請する。併せて、飽和脂肪酸やコレステロールについての情報も開示するよう要請する。

(2) 表示の制度化に向けた検討

トランス脂肪酸の表示の制度化に向けて、関係省庁の協力を得つつ、引き続き検討を進める。

具体的には、上記の技術作業チームにおいて、国内外の事例の調査・分析等を行い、議論のための基礎データを作成した上で、有識者等で組織する検討の場を設けて制度設計に向けた検討を進める。